

平成29年度

# 中山間地域等直接支払制度の実施状況

平成30年6月

熊本県農林水産部

# 目 次

1 概要	1
2 実施状況	
（ 1 ）実施市町村数	2
（ 2 ）協定締結面積	3
（ 3 ）交付金額	6
（ 4 ）集落協定等の締結状況	9
（ 5 ）集落協定の概要	12
（ 6 ）農業生産活動等の体制整備	14
（ 7 ）加算措置	16
（ 8 ）交付金の使途	17
（参考資料）	
（ 1 ）市町村別実績	19

資料内の表やグラフにおける各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計（又は 100%）と一致しない場合があります。

## 1 概要

中山間地域等直接支払制度は平成12年度から実施されており、平成27年度から第4期対策（平成27～31年度）が開始されている。また、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行により、平成27年度からは法律に基づいた安定的な措置として実施されることになった。

平成29年度は、前年度と同じ35の市町村で実施され、24億7,082万円の交付金が支払われた。

協定締結面積は、前年度より約127ha増加し32,278haとなり、対象農用地面積に占める協定締結面積の割合（協定締結率）は77.6%と、0.7%増加した。

協定締結数は、集落協定が9協定、個別協定が1協定増加したことにより、前年度より10協定の増加となった。

協定参加者数は31,738人（うち農業者数30,775人）で、前年度より16人の増となった。

体制整備のための前向きな活動に対する体制整備単価の割合は面積ベースで86.9%、残り13.1%が基礎単価（体制整備単価の8割の交付単価）の取組みとなり、前年度とほぼ同じ割合であった。

表1．熊本県における中山間地域等直接支払制度の実施状況

項目	平成28年度	平成29年度	前年度比増減
実施市町村数	35ヶ所	35ヶ所	-
対象農用地面積(推計)	41,790ha	41,608ha	182ha減
協定締結面積	32,151ha	32,278ha	127ha増
うち体制整備単価（構成比）	27,939ha(86.9%)	28,057ha(86.9%)	118ha増
うち基礎単価（構成比）	4,212ha(13.1%)	4,221ha(13.1%)	9ha増
協定締結率（推計）	76.9%	77.6%	0.7%増
協定締結数	1,371協定	1,381協定	10協定増
うち集落協定	1,360協定	1,369協定	9協定増
うち個別協定	11協定	12協定	1協定増
協定参加者数	31,722人	31,738人	16人増
うち農業者数	30,757人	30,775人	18人増
交付金支払額	2,464百万円	2,471百万円	7百万円増

## 2 実施状況

### (1) 実施市町村数

平成29年度においては、県内45市町村のうち、前年度と同じ35市町村で実施された（表2）。

表2 実施市町村数

項 目	市町村数	備 考
基本方針策定市町村数	35	
実施市町村数	35	

(2) 協定締結面積

平成29年度の協定締結面積は前年度より127ha増加し、32,278haとなった(表3、図1)。

交付金の対象となりうる農用地面積41,608ha(推計値)に占める協定締結面積の割合(締結率)は77.6%となり、0.7%増加した(表1)。

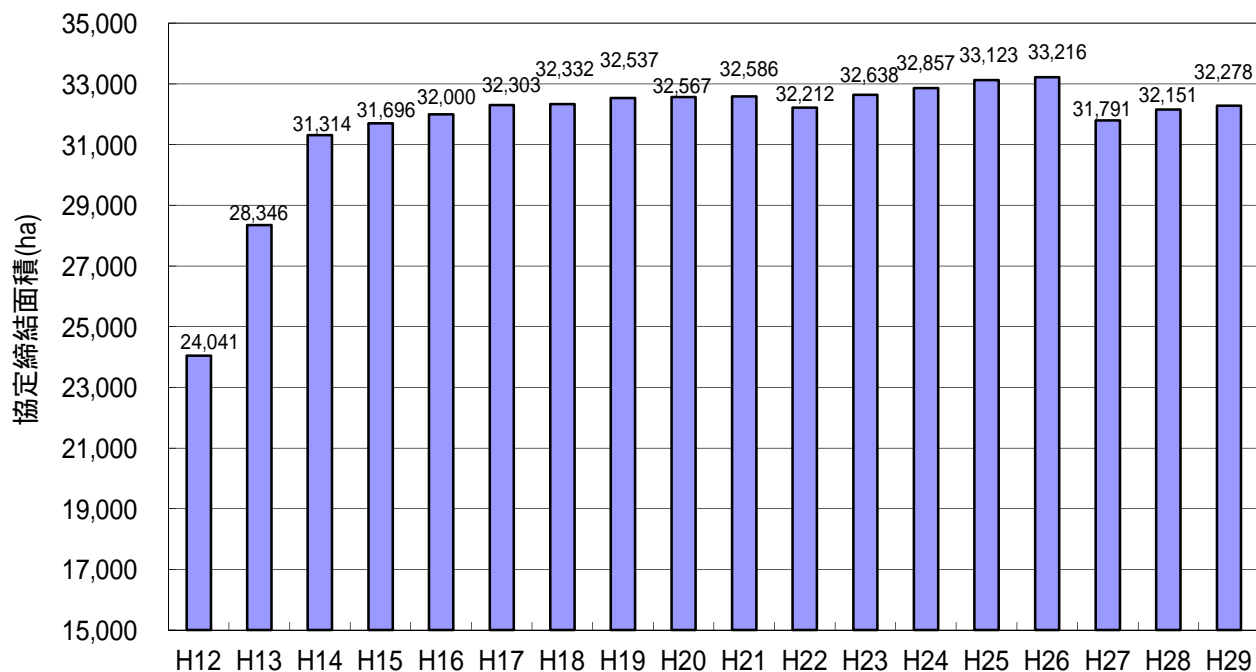
表3 協定締結面積の推移 (単位:ha)

対策期間	第1期対策					第2期対策				
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
協定締結面積	24,041	28,346	31,314	31,696	32,000	32,303	32,332	32,537	32,567	32,586
田	7,970	10,854	12,483	12,754	12,964	13,621	13,809	13,931	13,946	13,947
畑	3,091	3,750	4,024	4,111	4,148	4,373	4,429	4,502	4,518	4,535
草地	2,074	2,120	2,236	2,246	2,248	2,158	2,082	2,082	2,081	2,075
採草放牧地	10,907	11,622	12,570	12,585	12,640	12,151	12,013	12,022	12,022	12,030

対策期間	第3期対策					第4期対策			前年度比
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
協定締結面積	32,212	32,638	32,857	33,123	33,216	31,791	32,151	32,278	127
田	14,239	14,531	14,706	14,871	14,928	14,492	14,598	14,654	56
畑	3,958	4,055	4,099	4,184	4,220	3,571	3,601	3,634	33
草地	2,033	2,112	2,112	2,112	2,112	2,057	2,094	2,095	1
採草放牧地	11,982	11,940	11,939	11,955	11,955	11,671	11,857	11,895	38

図1. 協定締結面積の推移



## 地目別面積

協定締結面積を地目別に見ると、田が14,654haと最も多く45.4%を占め、次いで採草放牧地11,895ha（36.9%）、畑3,634ha（11.3%）、草地2,095ha（6.5%）となっている（図2、図3）。

図2. 地目別協定締結面積

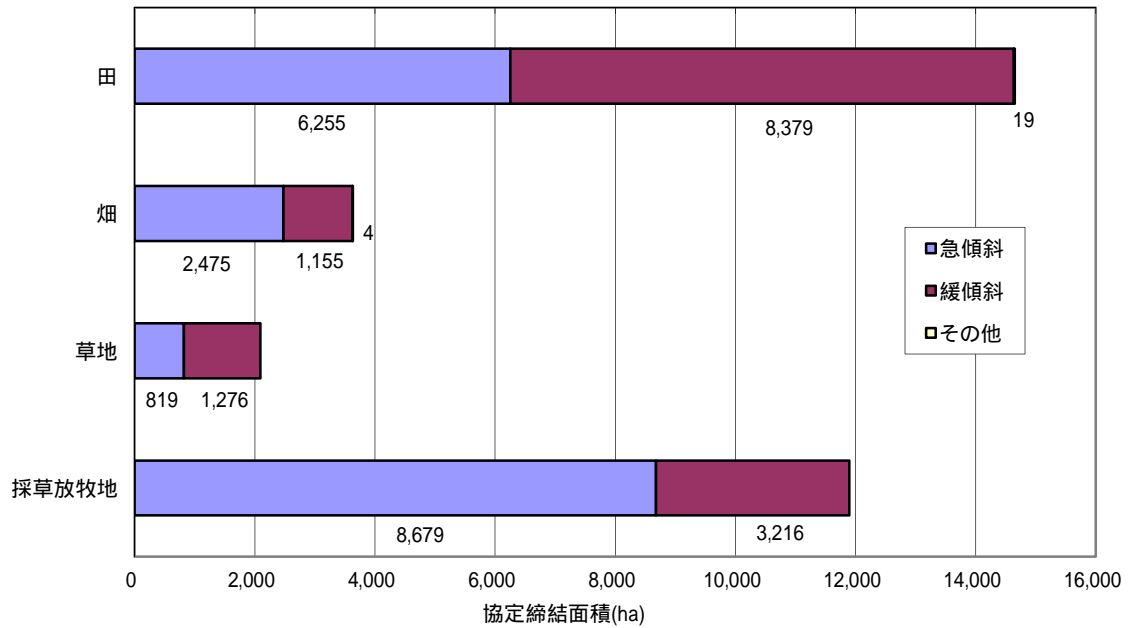
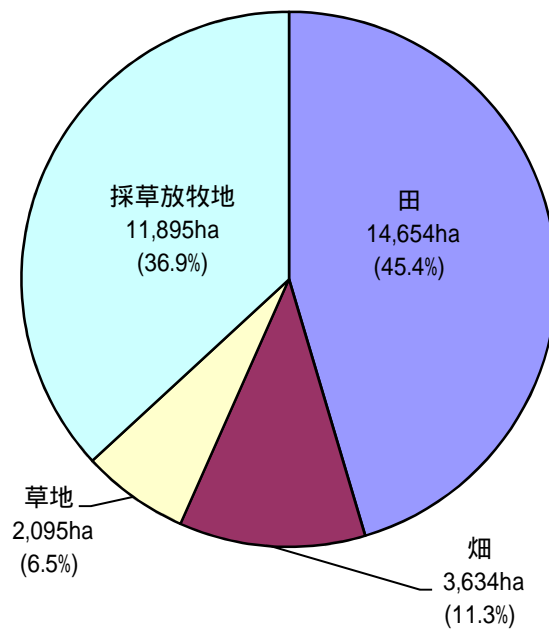


図3. 協定締結面積の地目別割合



### 地域別面積

協定締結面積を地域別に見ると、広大な採草放牧地を有する阿蘇地域が全体の55.6%に当たる17,943haと最も多く、次いで上益城地域の2,911ha（9.0%）、球磨地域の2,881ha（8.9%）等となっている（図4、図5）。

図4．地域別協定締結面積

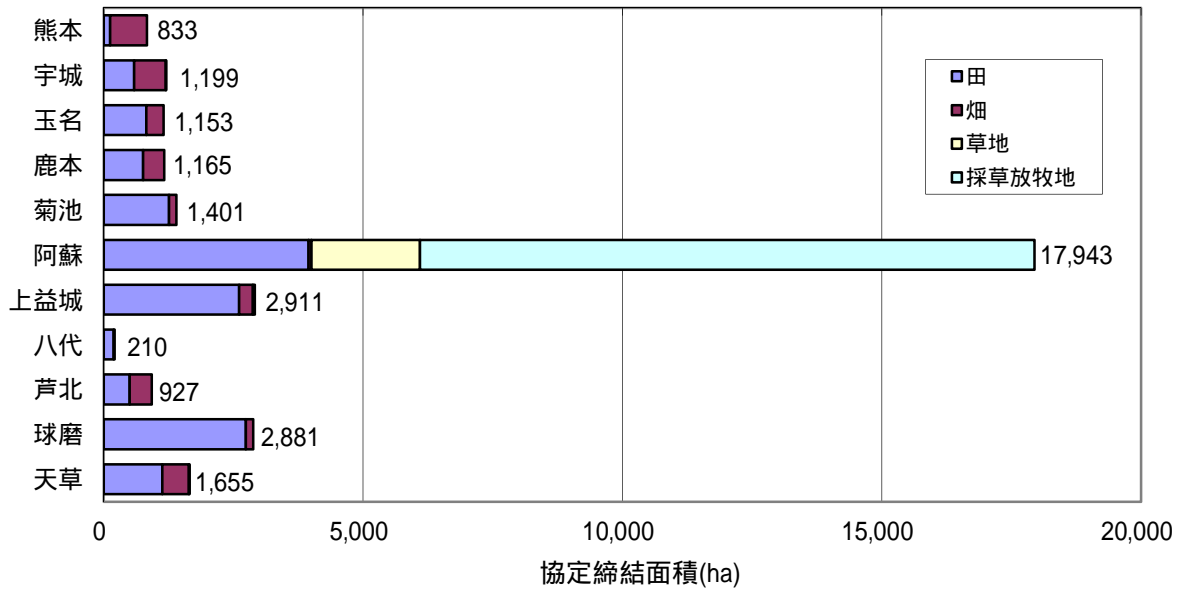
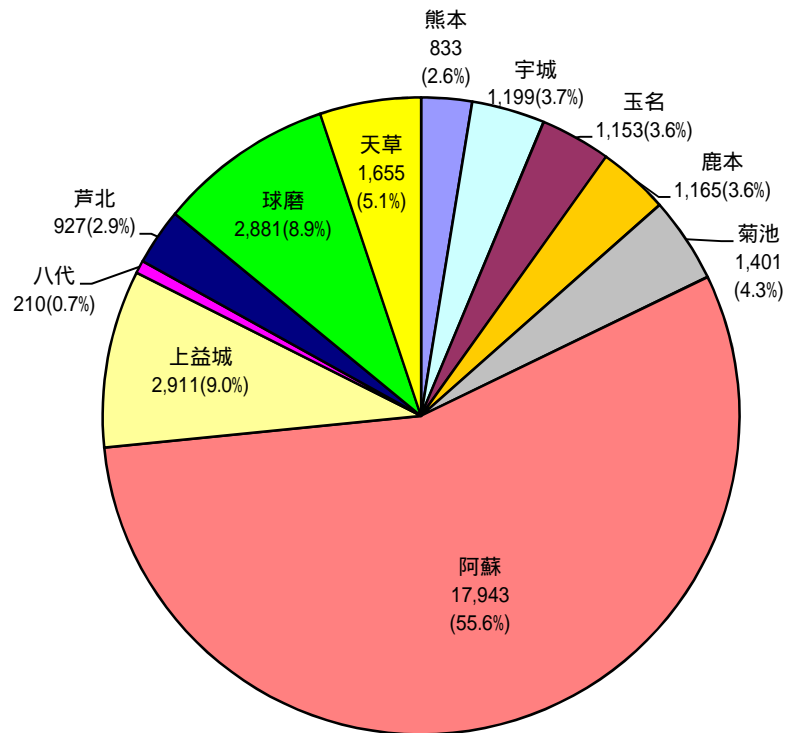


図5．協定締結面積の地域別割合(ha)



### (3) 交付金額

平成29年度の交付金額は、協定締結数及び協定締結面積が増加したことから、前年度より約7百万円増加し、24億7千1百万円となった(表4、図6)。

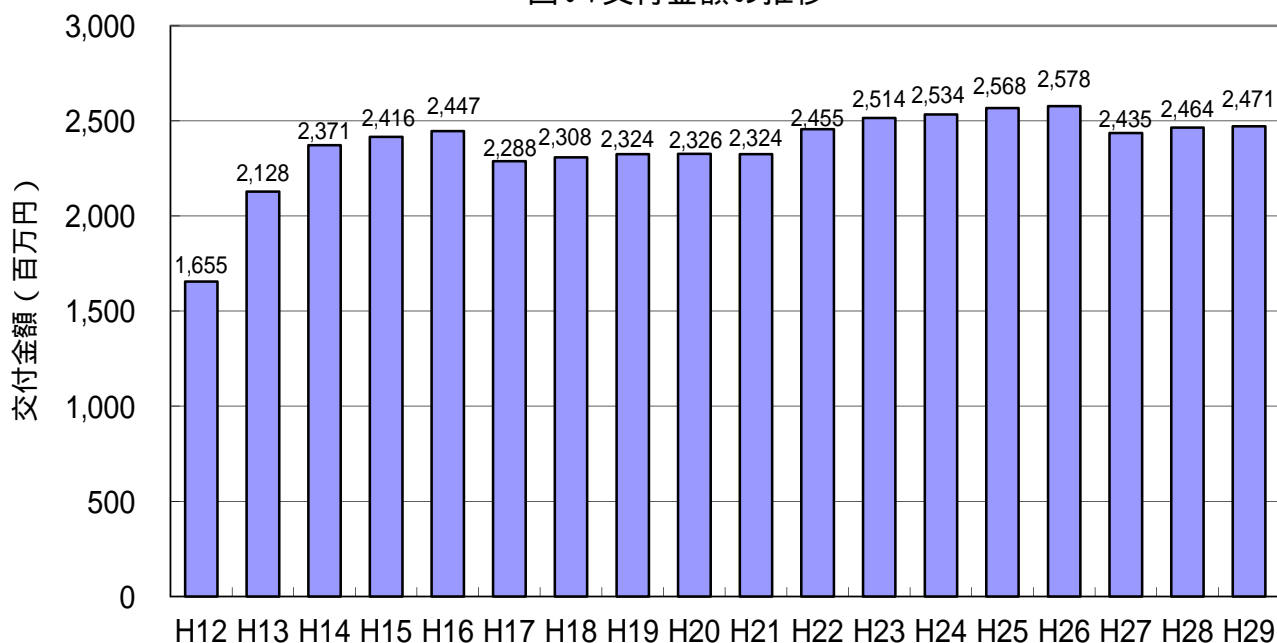
また、平成12年度の制度開始当初からの交付金額の累計は約426億円となった。

表4 交付金額の推移

(単位：百万円)

項目	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
国費	814	1,050	1,169	1,191	1,205	1,118	1,127	1,135	1,136	
県費	420	539	601	612	621	585	590	594	595	
市町村費	421	539	601	612	621	585	590	594	595	
合計	1,655	2,128	2,371	2,416	2,447	2,288	2,308	2,324	2,326	
項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	累計
国費	1,136	1,198	1,227	1,237	1,250	1,255	1,184	1,199	1,202	20,833
県費	594	629	644	649	659	661	625	633	634	10,885
市町村費	594	629	644	649	659	661	625	633	634	10,886
合計	2,324	2,455	2,514	2,534	2,568	2,578	2,435	2,464	2,471	42,606

図6. 交付金額の推移





### 地目別交付金額

交付金額を地目別に見ると、交付単価の高い田が19億3千6百万円と全体の78.4%を占めており、以下、畑（3億1千7百万円、12.8%）、草地（1億2千3百万円、5.0%）、採草放牧地（9千4百万円、3.8%）の順となっている（図7、図8）。

図7. 地目別交付金額

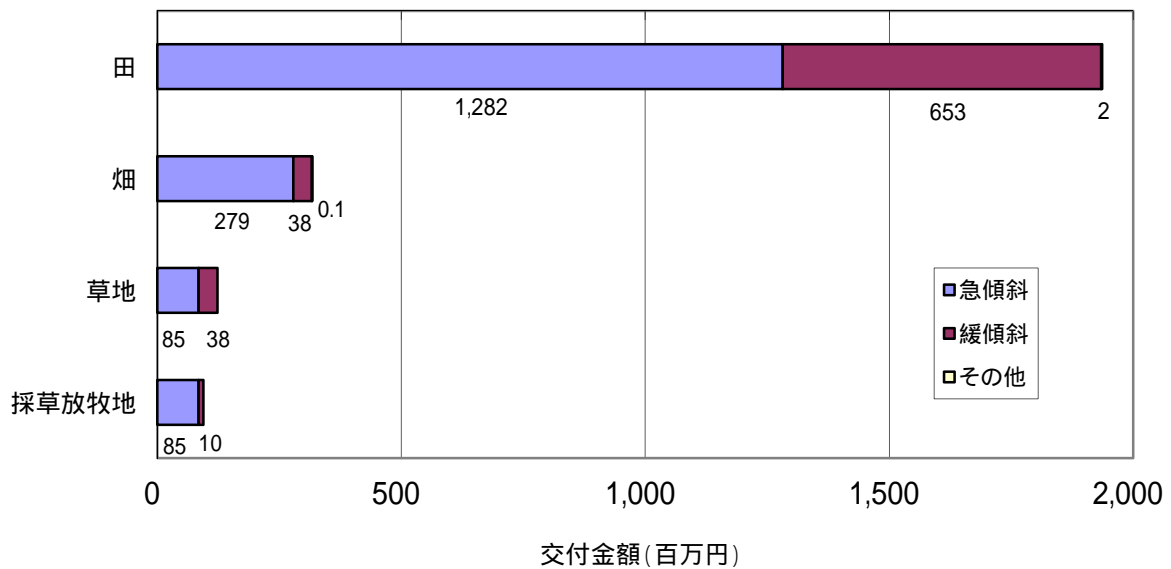
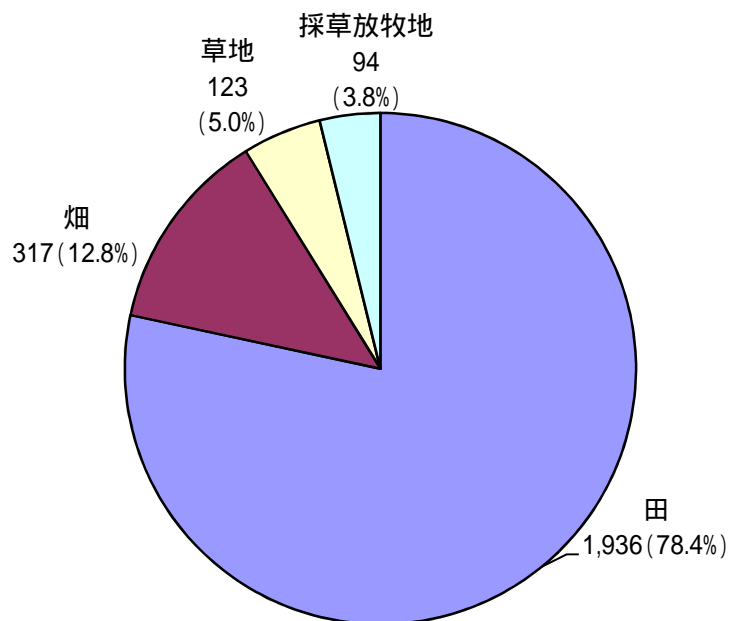


図8. 交付金額の地目別割合(百万円)



### 地域別交付金額

交付金額を地域別に見ると、阿蘇地域が7億3千万円と最も多く全体の29.5%を占め、次いで、上益城地域が4億2千万円（16.9%）、球磨地域が2億8千万円（11.2%）となっている（図9、図10）。

図9. 地域別交付金額

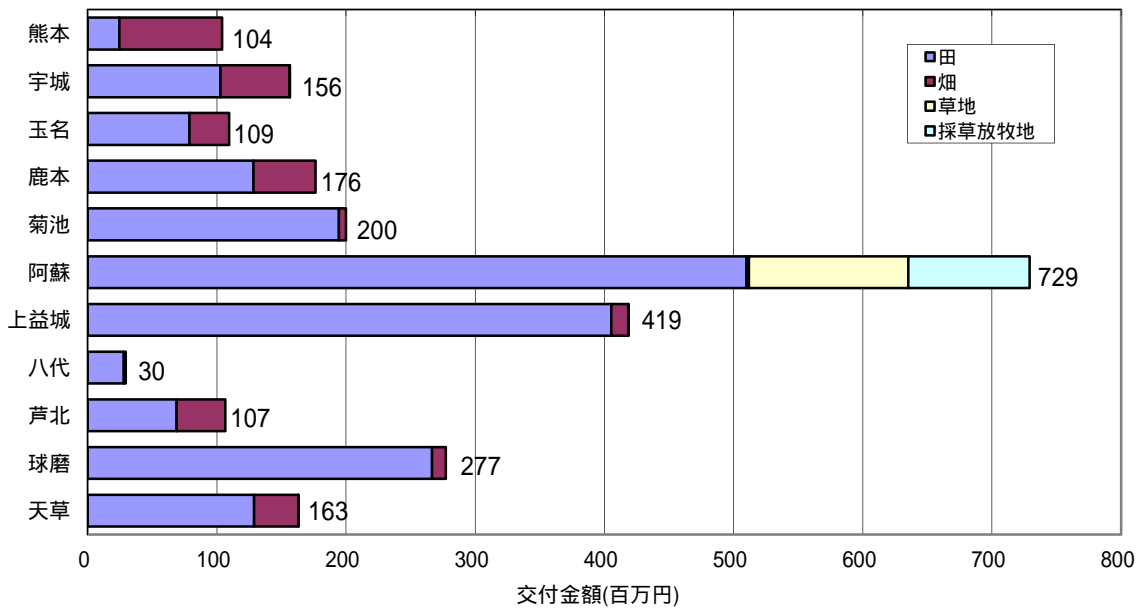
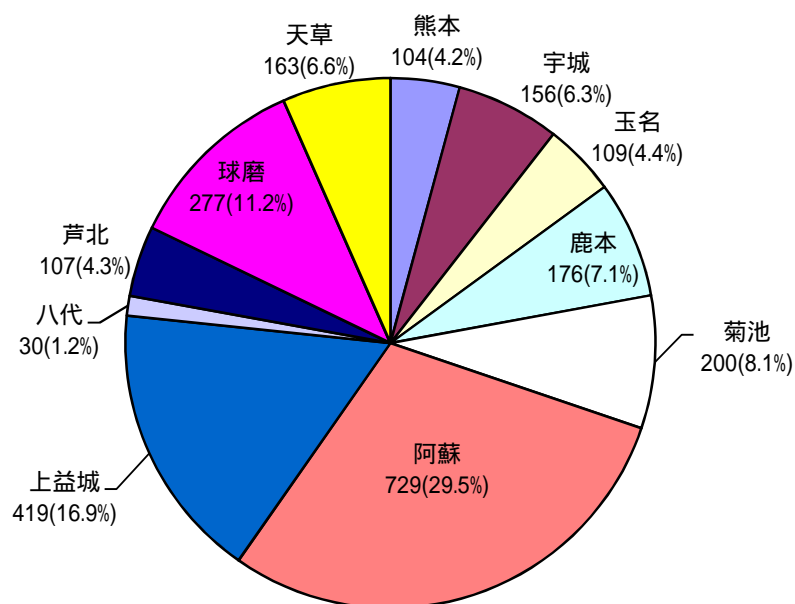


図10. 交付金額の地域別割合(百万円)



(4) 集落協定等の締結状況

平成29年度に取り組みられた集落協定及び個別協定は、本県全体で1,381協定（集落協定1,369、個別協定12）となった。

前年度と比較して、集落協定が9協定増加、個別協定が1協定増加した（図11、表5）。

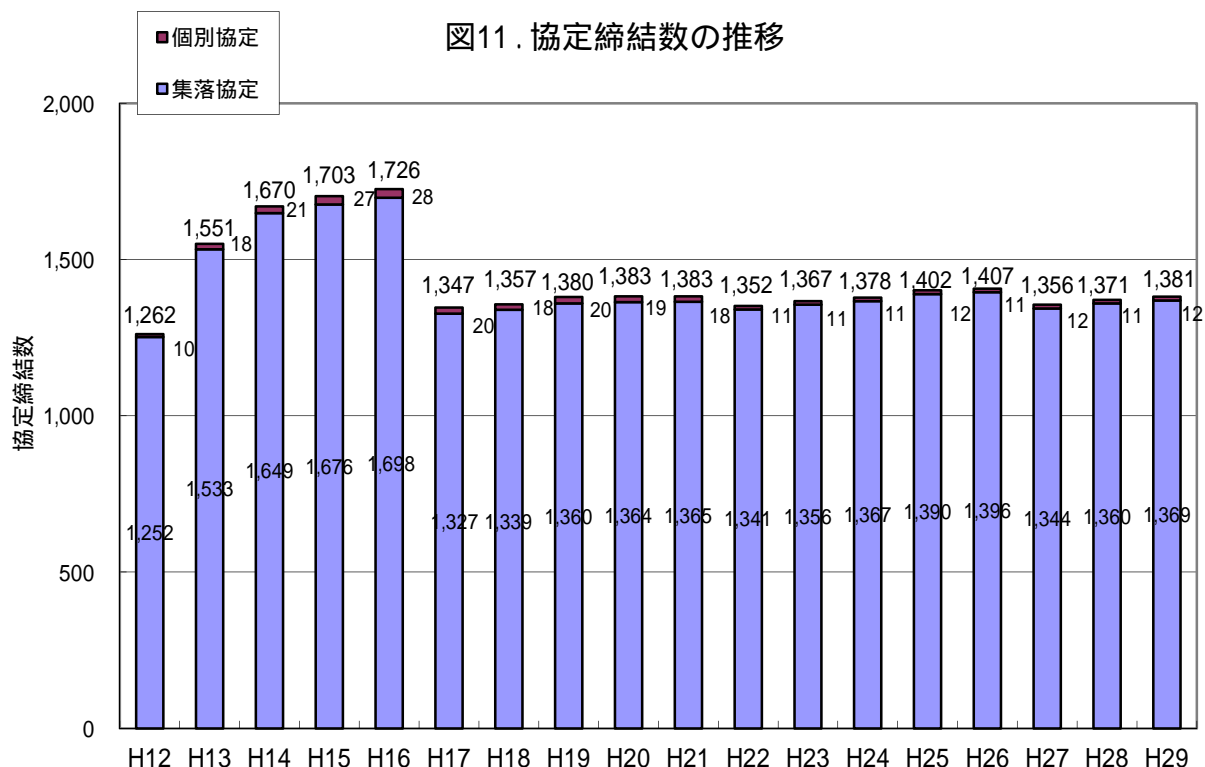


表5 . 協定締結数の変動（H28 H29）

	H28	変動要因別内訳					H29	備考
		新規	廃止	統合	分割	計		
協定締結数	1,371	10	1	0	1	10	1,381	
集落協定	1,360	9	1	0	1	9	1,369	1
個別協定	11	1	0	0	0	1	12	

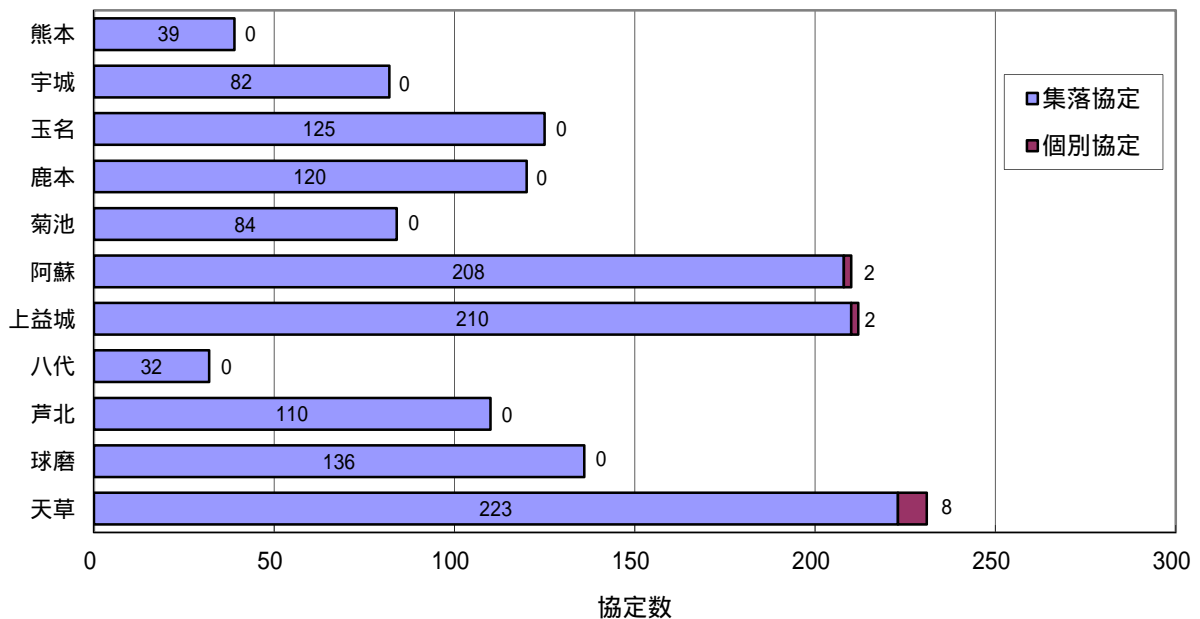
1

集落戦略作成前の協定毎に異なる活動を行う広域集落協定は、一つの協定として集計。

### 地域別協定数

地域別に見ると、天草地域が231協定（集落223、個別8）と最も多く、次いで上益城地域の212協定（集落210、個別2）、阿蘇地域の210協定（集落208、個別2）となっている（図12）。

図12. 地域別協定数

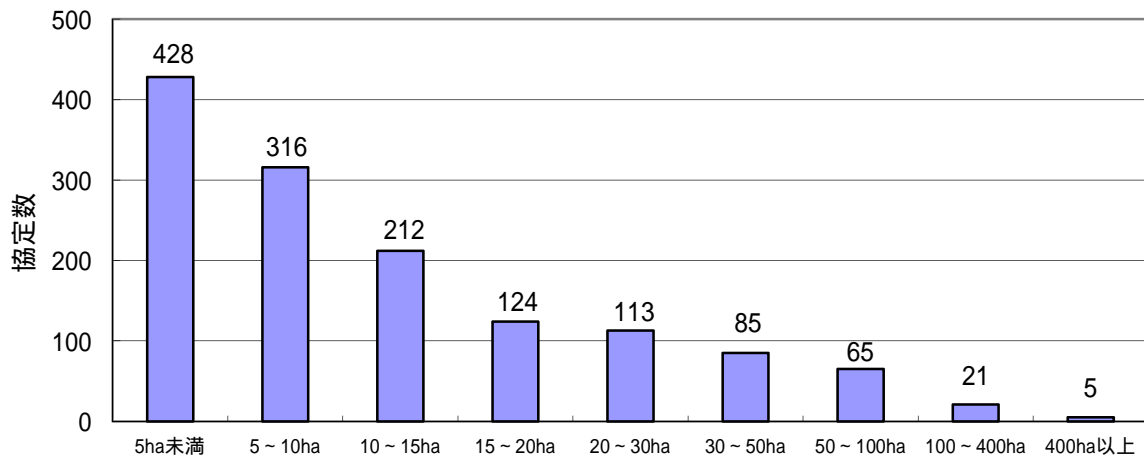


### 交付対象面積別集落協定数

交付対象面積別に集落協定数を見ると、10ha未満が744協定と全体の半分以上を占めている。また、集落戦略を作成した場合に遡及返還の緩和措置対象となる15ha以上の協定は413協定で、全体の3割にとどまっている（図13）。

なお、集落協定における1協定当たりの平均面積は23.5ha（草地・採草放牧地を除いた平均面積は13.9ha）となっている。

図13. 交付面積別集落協定数

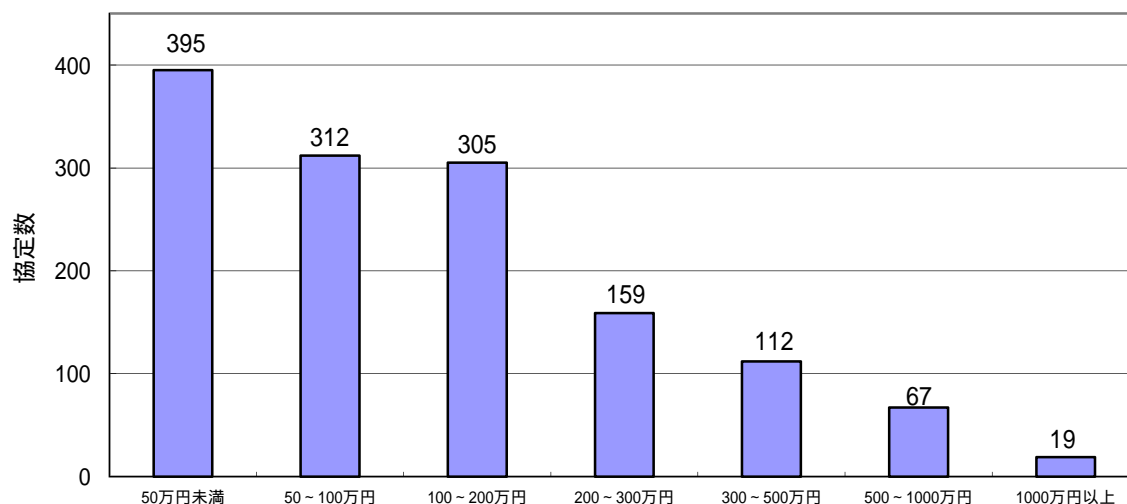


### 交付金額別集落協定数

交付金額別の集落協定数を見ると、50万円未満が395協定（28.9%）と最も多く、50万円以上100万円未満が312協定（22.8%）、100万円以上200万円未満が305協定（22.3%）となっており、これらで全体の7割を超えている（図14）。

なお、集落協定における1協定当たりの平均交付金額は180万円となっている。

図14. 交付金額別集落協定数

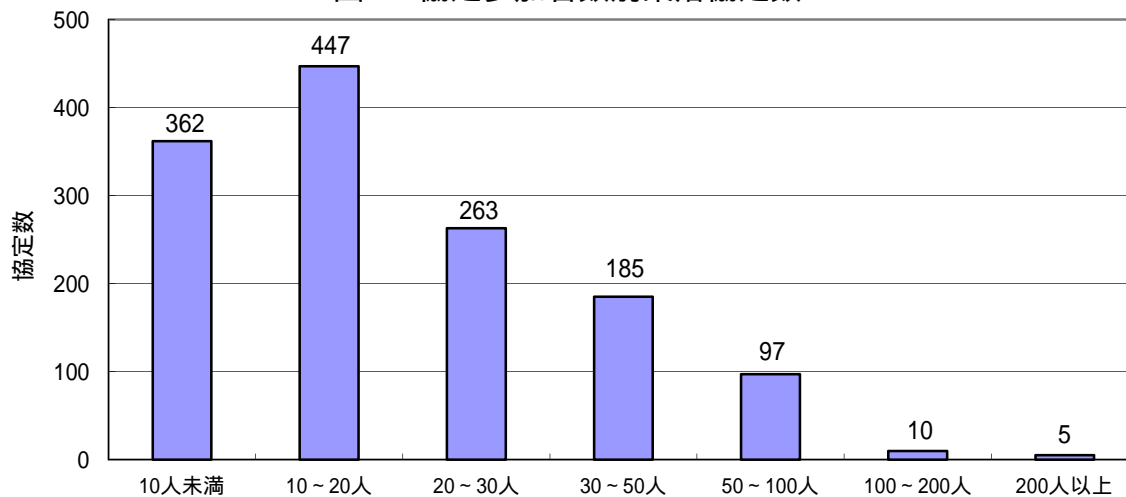


### 協定参加者数別集落協定数

協定参加者別の集落協定数を見ると、10人以上20人未満が447協定と最も多く全体の30%以上を占め、続いて10人未満が362協定（26.4%）、20人以上30人未満が263協定（19.2%）となっており、30人未満の協定が全体の約8割を占めている（図15）。

なお、集落協定における1協定当たりの平均参加者数は、23.2人となっている。

図15. 協定参加者数別集落協定数



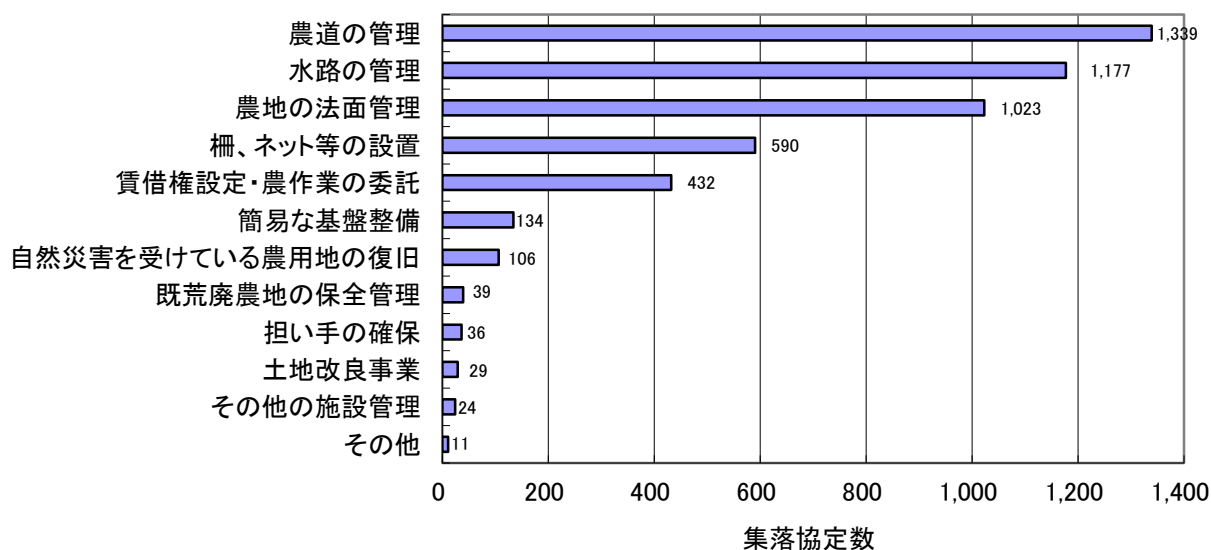
## (5) 集落協定の概要

### ① 農業生産活動等

集落協定において取り組まれている農業生産活動等について見ると、「農道の管理」が最も多く1,339協定（97.8%）、次いで「水路の管理」1,177協定（86.0%）、「農地の法面管理」1,023協定（74.7%）等となっている。

また、平成28年度に引き続き、平成29年度においても「自然災害を受けている農用地の復旧」に、106協定の集落で取り組まれている（複数選択可、図16）。

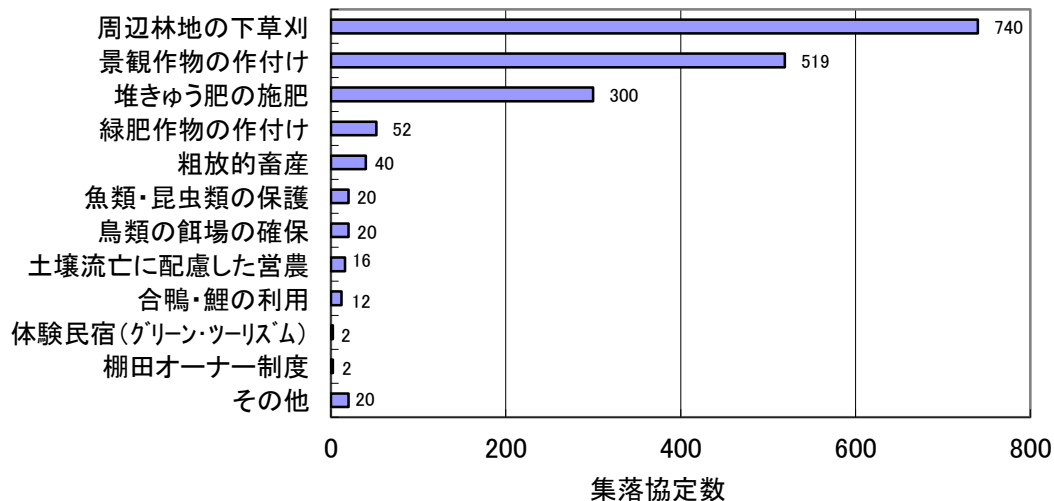
図16. 農業生産活動等



### ② 多面的機能を増進する活動

多面的機能を増進する活動としては、「周辺林地の下草刈」が最も多く740件（54.1%）、次いで「景観作物の作付け」が519協定（37.9%）、「堆きゅう肥の施肥」が300協定（21.9%）等となっている（複数選択可、図17）。

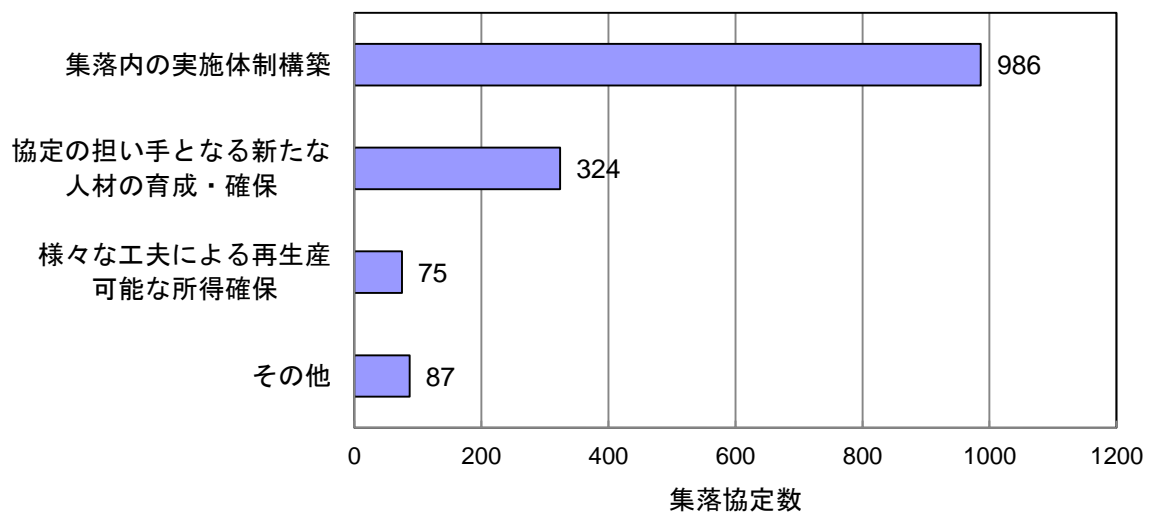
図17. 多面的機能を増進する活動



③ 集落マスタープランにおける集落の目指すべき将来像

集落マスタープランにおける集落の目指すべき将来像としては、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が986協定と最も多く、「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」、「協定参加者それぞれが作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生産可能な所得を確保」と続いている（複数選択可、図18）。

図18.集落マスタープランにおける集落の目指すべき将来像



(6) 農業生産活動等の体制整備

平成17年度から始まった第2期対策から、取組内容によって交付単価に差が設けられている。

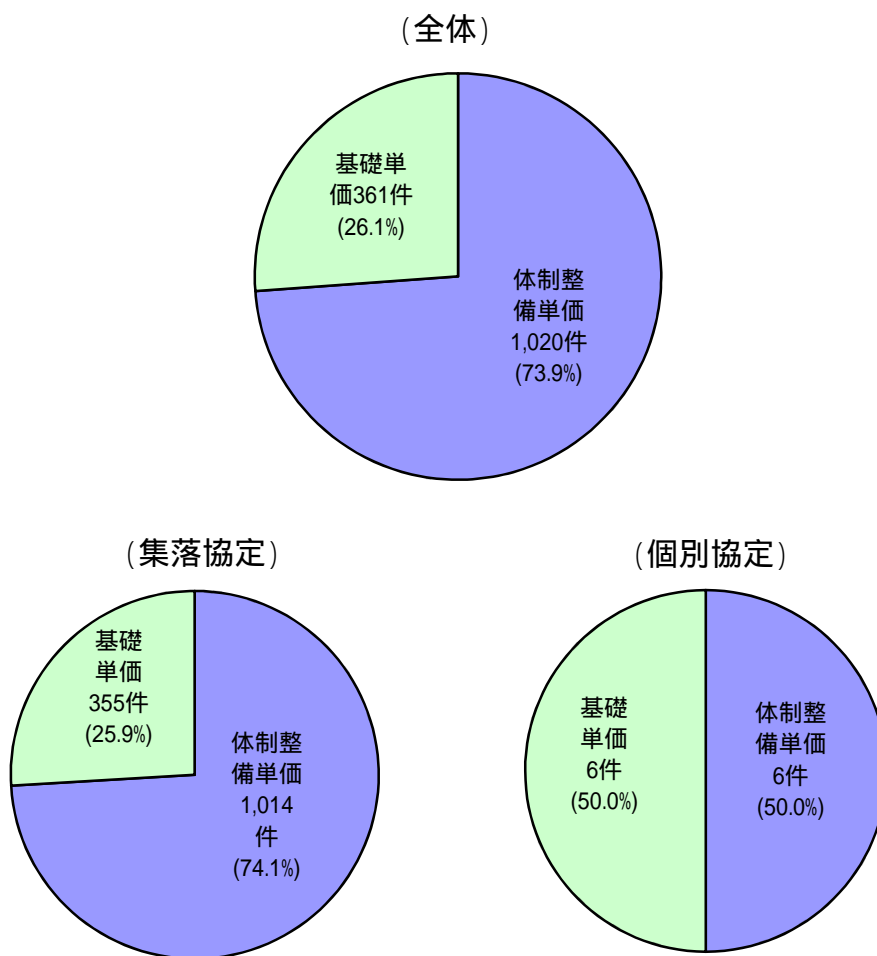
集落協定においては、「農業生産活動等の体制整備のために取り組むべき事項」を実施する場合に体制整備単価（10割単価）となり、そうでない場合は基礎単価（＝体制整備単価の8割の単価）となる。

個別協定においては、自作地を含まない場合及び「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を実施する場合は、体制整備単価となる。

単価別の取組割合

平成29年度において、単価別に取り組割合を見ると、約7割に当たる1,020協定（前年度比8協定増）が体制整備単価で、約3割の361協定（前年度比2協定増）が基礎単価となっている（図19）。

図19. 単価別の取組割合(協定数ベース)



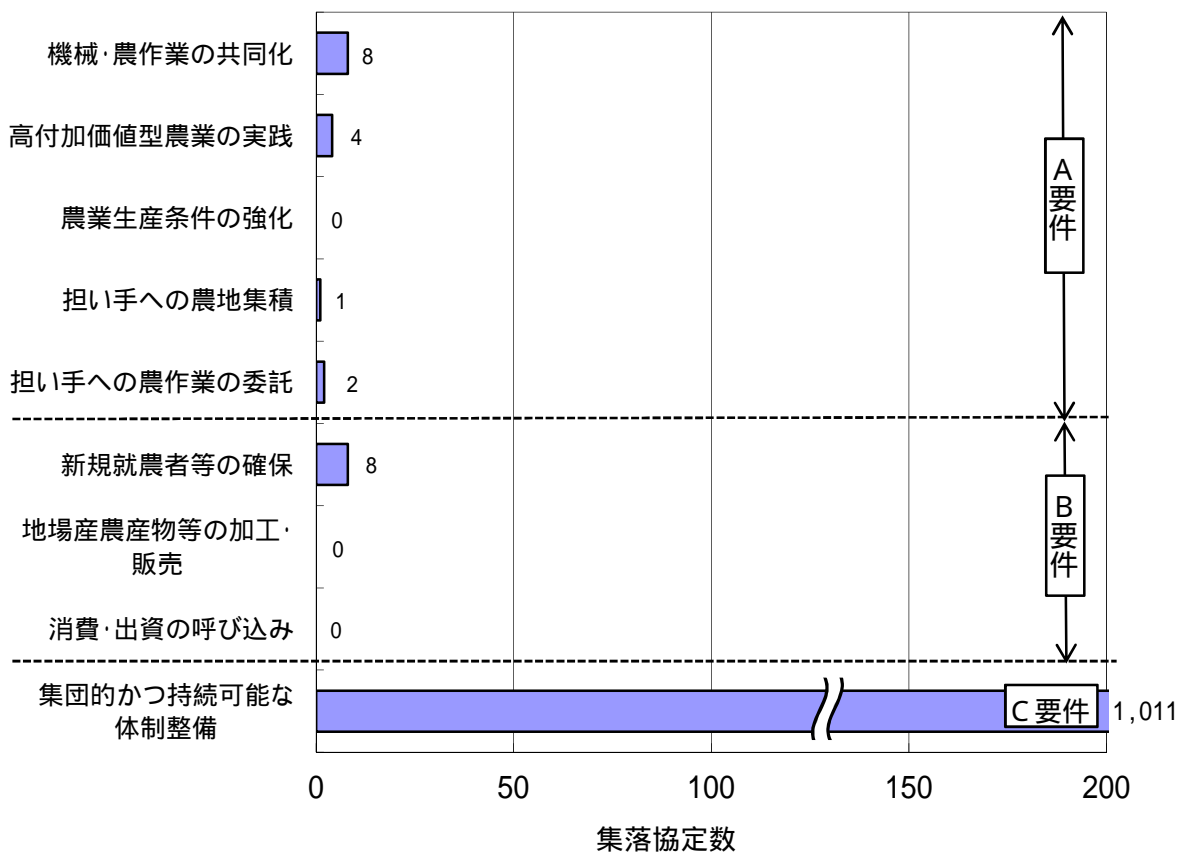


### 農業生産活動等の体制整備のための取組活動

集落協定における農業生産活動等の体制整備のための取組みの内容を見ると、体制整備単価に取り組む1,014協定のうち、ほぼすべての1,011協定において、C要件の「集団的かつ持続可能な体制整備」を選択している。また、A要件を選択した協定が7協定、B要件を選択した協定が6協定あった（複数選択可）。

A要件の中で最も多く選択されている活動項目は「機械・農作業の共同化」であり、B要件では「新規就農者等の確保」であった（図20）。

図20. 農業生産活動等の体制整備のための取組活動 複数選択可



(7) 加算措置

本制度では、地域農業の維持・発展に資する一定の取組みを行う場合、加算措置が講じられている。

平成29年度には、集落連携・機能維持加算（集落協定の広域化支援）に1市1協定・37ha、超急傾斜農地保全管理加算に5市町村98協定・360haが取り組んでいる（表6）。

表6 . 加算措置の取組状況 (単位：件、ha、千円)

区 分	協定数	面 積	金 額
交付金全体	1,381	32,278	2,470,819
うち 超急傾斜農地保全管理加算	98	360	21,581
うち集落連携・機能維持加算 (集落協定の広域化支援)	1	37	1,119
うち集落連携・機能維持加算 (小規模・高齢化集落支援)	-	-	-

### (8) 集落協定における交付金の使途

平成29年度は、集落協定への交付金のうち52.9%（約13億5百万円）が集落共同取組活動へ充当され、残り47.1%（約11億6千万円）が参加農家に対象面積割等で配分されている（図21）。

協定ごとの共同取組活動への充当割合を見ると、50%以上60%未満が706協定と最も多く、全協定の半分以上を占めている（図22）。

図21. 交付金の共同活動充当割合

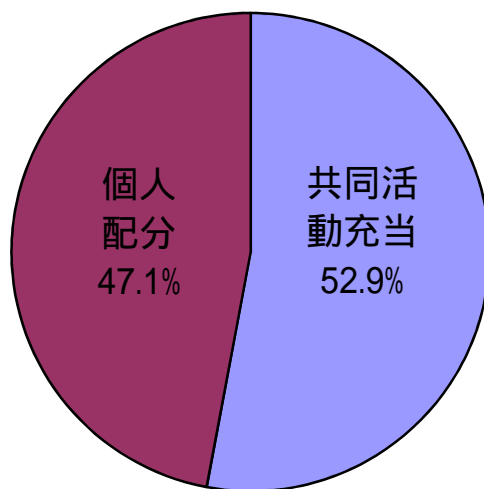
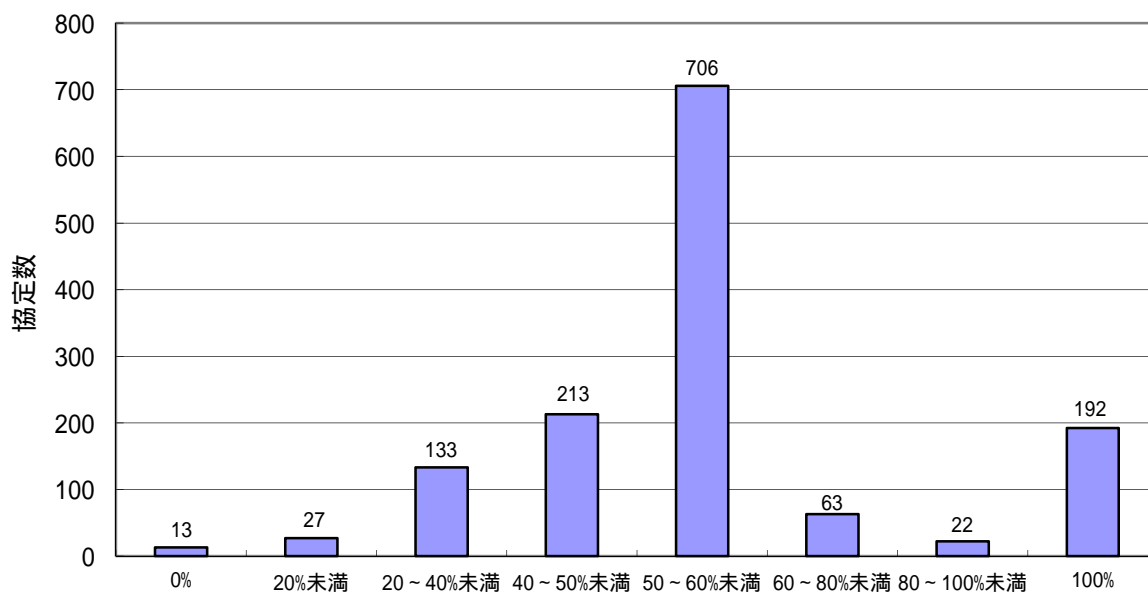


図22. 交付金の共同活動充当割合別集落協定数



共同取組活動に配分された交付金の使途（金額ベース）については、「農道・水路管理費」が20.4%と最も多く、次いで「共同利用機械購入等費」10.2%、「農地管理費」9.7%となっている（図23、図24）。

なお、全体の29.7%を占める「積立・繰越」の内訳は、主に次年度の活動費としての繰越が約6割で、その他は機械購入費、農道・水路・農地整備費又は災害費等のための積立となっている。

図23. 共同取組活動費の使途

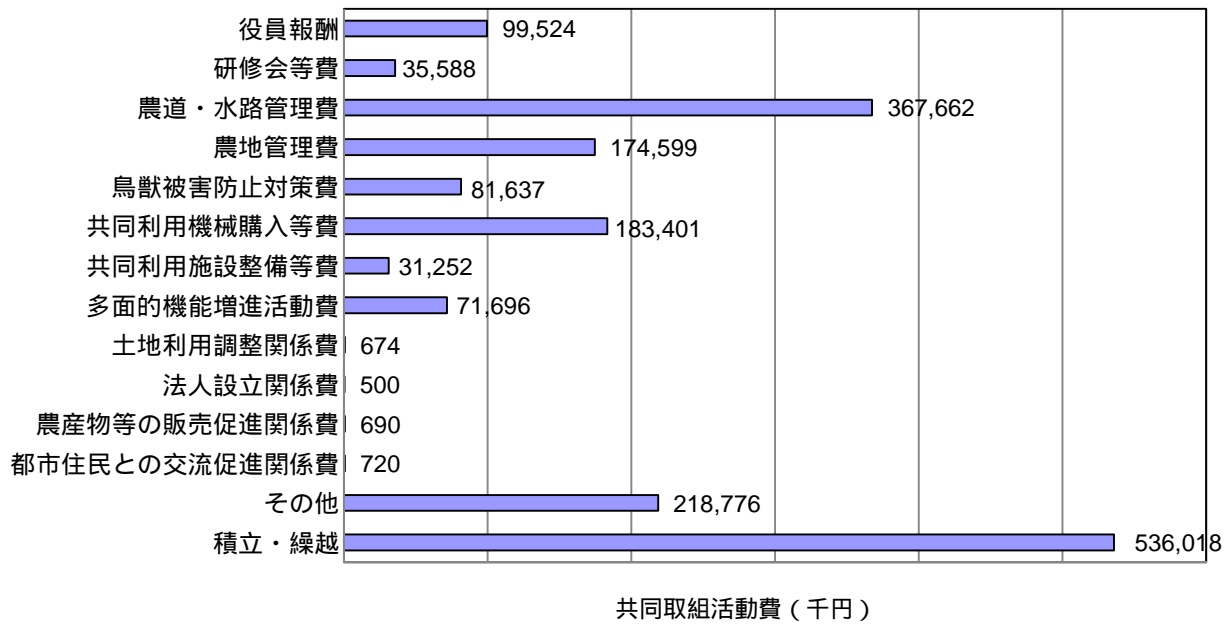
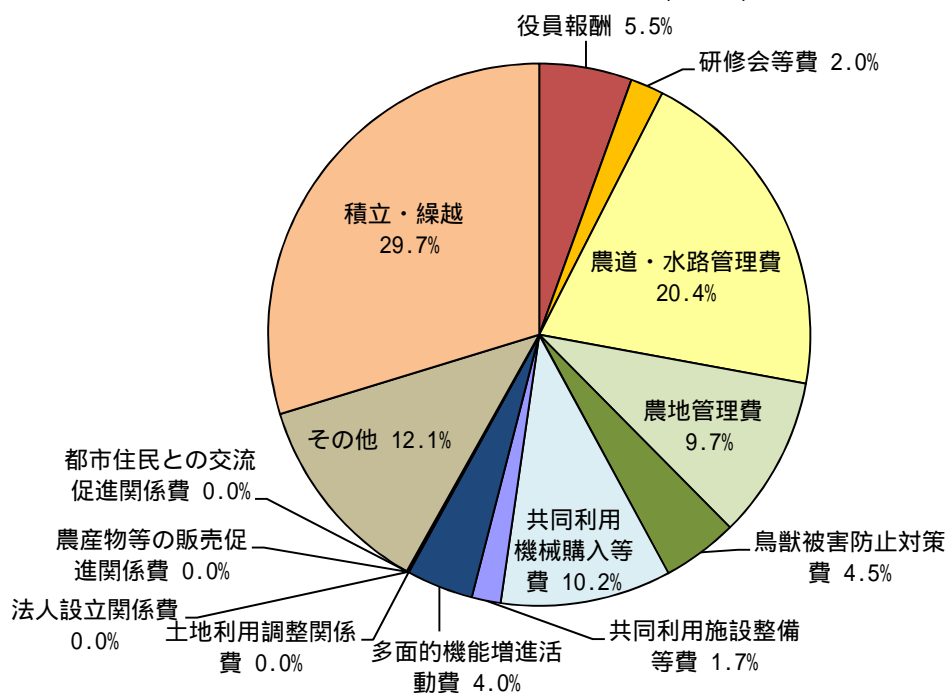


図24. 共同取組活動費の使途（割合）





発行者：熊本県  
所 属：農林水産部農村振興局  
むらづくり課  
発行年度：平成30年度